

議員提出議案第 8 号

瑞穂町議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 24 年 12 月 3 日

提出者	瑞穂町議会議員	森	亘
賛成者	〃	大坪国	広
〃	〃	近藤	浩
〃	〃	小川龍	美
〃	〃	石川	修
〃	〃	齋藤成	宏

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町議会委員会条例の一部を改正する条例

瑞穂町議会委員会条例（昭和 62 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中第 4 項を第 7 項とし、第 1 項から第 3 項までを 3 項ずつ繰り下げ、同条に第 1 項から第 3 項までとして次の 3 項を加える。

議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

2 常任委員及び議会運営委員は、会期の始めに議会において選任

する。

- 3 特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

瑞穂町議会委員会条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次 略</p> <p>第1条から第5条 略 (委員の選任)</p> <p>第6条 <u>議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。</u></p> <p>2 <u>常任委員及び議会運営委員は、会期の始めに議会において選任する。</u></p> <p>3 <u>特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p> <p>第7条から第27条 略</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。</u></p>	<p>目次 略</p> <p>第1条から第5条 略</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>第7条から第27条 略</p>